

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年3月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100112号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100090号

第1 結論

請求者のA社における平成21年9月1日から平成22年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成22年8月までの標準報酬月額については、11万8,000円から15万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年9月1日から平成22年9月1日まで
平成21年4月から平成25年5月までA社が運営するB事業所に準社員として勤務していたが、年金記録によると、請求期間の標準報酬月額が15万円となるべきところ、11万8,000円となっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における請求期間の標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、請求者から提出された平成21年の賃金台帳の写しによると、標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に基づく標準報酬月額は15万円であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から、請求者の当該事業所における平成21年9月1日から平成22年9月1日までの標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100126号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100091号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成31年3月1日から令和元年9月1日までの期間及び令和2年9月1日から令和3年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の1(1)のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成2年4月1日から同年8月1日までの期間、平成3年9月1日から同年10月1日までの期間、平成5年8月1日から同年10月1日までの期間、平成7年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成15年4月1日から平成28年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の1(2)のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成元年10月1日から平成15年4月1日までの期間、平成20年9月1日から平成21年9月1日までの期間、平成22年9月1日から平成28年8月1日までの期間及び平成30年9月1日から平成31年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の1(3)のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額、上記第1の1の厚生年金保険法第75条ただし書の規定による訂正後の標準報酬月額及び上記第1の2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者のA社における平成15年8月13日、平成15年12月29日、平成16年3月31日、平成16年8月12日、平成16年12月29日、平成17年3月31日、平成17年8月12日、平成17年12月29日、平成18年3月31日、平成18年8月11日、平成18年12月29日、平成19年3月30日、平成19年8月13日、平成19年12月28日、平成20年8月13日、平成20年12月29日、平成21年8月13日、平成21年12月25日、平成22年8月10日、平成22年12月28日、平成23年8月11日、平成23年12月27日、平成24年8月13日、平成24年12月21日、平成25年8月14日、平成25年12月27日、平成26年8月12日、平成26年12月26日、平成27年8月12日及び平成27年12月24日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2(1)のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求者のA社における平成15年8月13日、平成15年12月29日、平成17年12月29日、平成19年12月28日、平成20年8月13日及び平成20年12月29日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2(2)のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額(訂正前の標準賞与額及び上記第1の4の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付

の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年10月1日から平成28年9月1日まで
② 平成30年9月1日から令和元年9月1日まで
③ 令和2年9月1日から令和3年4月1日まで
④ 平成15年8月13日
⑤ 平成15年12月29日
⑥ 平成16年3月
⑦ 平成16年8月12日
⑧ 平成16年12月29日
⑨ 平成17年3月
⑩ 平成17年8月12日
⑪ 平成17年12月29日
⑫ 平成18年3月
⑬ 平成18年8月11日
⑭ 平成18年12月29日
⑮ 平成19年3月30日
⑯ 平成19年8月13日
⑰ 平成19年12月28日
⑱ 平成20年8月13日
⑲ 平成20年12月29日
⑳ 平成21年8月13日
㉑ 平成21年12月25日
㉒ 平成22年8月10日
㉓ 平成22年12月28日
㉔ 平成23年8月11日
㉕ 平成23年12月27日
㉖ 平成24年8月13日
㉗ 平成24年12月21日
㉘ 平成25年8月14日
㉙ 平成25年12月27日
㉚ 平成26年8月12日
㉛ 平成26年12月26日
㉜ 平成27年8月12日
㉝ 平成27年12月24日

昭和63年から令和3年までA社に勤務していたが、同社の厚生年金保険被保険者記録において、標準報酬月額及び標準賞与額が実際の給与額及び賞与額と相違している期間のほか、賞

与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額が記録されていない期間がある。

請求期間①から③までについて、当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、本件訂正請求日（令和3年4月20日）において厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間については、厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

2 請求期間②のうち平成31年3月1日から令和元年9月1日までの期間及び請求期間③について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、A社における標準報酬月額は24万円と記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給与及び賞与に係る明細書並びに源泉徴収票、当該事業所から提出された賃金台帳、給与及び賞与の振込口座に係る預金取引明細表（以下「給与明細書等」という。）によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（24万円）を上回る26万円であったことが確認できる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、26万円に訂正することが妥当である。

3 請求期間①のうち、平成2年4月1日から同年8月1日までの期間、平成3年9月1日から同年10月1日までの期間、平成5年8月1日から同年10月1日までの期間、平成7年9月1日から同年10月1日までの期間及び平成15年4月1日から平成28年9月1日までの期間について、給与明細書等によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表の1（2）のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以後は年金事務所）に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間の一部に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準

報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち上記の厚生年金特例法により訂正される期間を除く期間、及び請求期間②のうち平成30年9月1日から平成31年3月1日までの期間について、給与明細書等によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受けていたものの、給与から控除されていた厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と同額か、これを下回る額であったことが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による訂正は認められない。

- 4 請求期間①のうち、平成元年10月1日から平成15年4月1日までの期間、平成20年9月1日から平成21年9月1日までの期間及び平成22年9月1日から平成28年8月1日までの期間、並びに請求期間②のうち平成30年9月1日から平成31年3月1日までの期間について、給与明細書等によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記第3の3により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額から、別表の1(3)のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記第3の3による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間④、⑤、⑦、⑧、⑩、⑪、⑬、⑭及び⑯から㉓までについて、給与明細書等によると、請求者は、オンライン記録の標準賞与額を上回る賞与の支払いを受け、当該賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間⑥、⑨、⑫、⑮及び㉑について、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、給与明細書等によると、請求者は賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における請求期間④から㉓までの標準賞与額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の2(1)のとおりとすることが必要である。

また、請求期間⑥、⑨及び㉒に係る賞与(期末手当)の支払日を確認することができる資料はないものの、請求者は、期末手当が年度末の3月に支給されていたと記憶している上、賞与に係る明細書により請求期間⑥、⑨及び㉒と同じく期末手当であったことが確認できる請求期間⑮について、振込口座に係る預金取引明細表によると、当該期末手当の支払日は平成19年3月30日であることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所における期末手当の支払日は3月中であったと認められることから、請求期間⑥、⑨及び㉒に係る賞与の支払日については、便宜上、それぞれ3月末日である平成16年3月31日、平成17年3月31日、平成18年3月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間④から㉓までについて、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、給与明細書等により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準

賞与額とオンライン記録で確認できる標準賞与額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの賞与額を届け出ている（請求期間⑥、⑨、⑫、⑮及び⑳については、これらの賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を届け出ている）ことが確認できることから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる賞与額又は保険料控除額に見合う賞与額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 請求期間④、⑤、⑪、⑰、⑱及び㉑について、給与明細書等によると、請求者の当該期間の賞与額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額及び上記第3の5により訂正される標準賞与額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準賞与額については、給与明細書等により確認できる請求者の賞与額から、別表の2（2）のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額及び上記第3の5による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：北海道（受）第2100126号

厚生局事案番号：北海道（厚）第2100091号

1 【標準報酬月額に係る訂正】

訂正期間	訂正前の標準報酬月額	1（1） 厚生年金保険法第75条ただし書による訂正後の標準報酬月額	1（2） 厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額	1（3） 厚生年金保険法第75条本文による訂正後の標準報酬月額
平成元年10月から 平成2年3月まで	15万円	—	—	22万円
平成2年4月から 同年7月まで		—	17万円	
平成2年8月及び 同年9月	18万円	—	—	26万円
平成2年10月から 平成3年8月まで		—	—	
平成3年9月		—	19万円	
平成3年10月から 平成4年9月まで	19万円	—	—	26万円
平成4年10月から 平成5年7月まで	20万円	—	—	
平成5年8月及び 同年9月		—	22万円	—
平成5年10月から 平成6年9月まで	22万円	—	—	28万円
平成6年10月から 平成7年8月まで		—	—	30万円
平成7年9月		—	24万円	
平成7年10月から 平成9年9月まで	24万円	—	—	32万円
平成9年10月から 平成10年9月まで		—	—	
平成10年10月から 平成15年3月まで		—	—	30万円
平成15年4月から 同年8月まで		—	—	—
平成15年9月から 平成20年8月まで	22万円	—	30万円	—
平成20年9月から 同年12月まで		—	28万円	36万円
平成21年1月から 平成21年8月まで		—	30万円	
平成21年9月から 平成22年8月まで		—		—

		1 (1)	1 (2)	1 (3)
訂正期間	訂正前の標準報酬月額	厚生年金保険法第75条ただし書による訂正後の標準報酬月額※	厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法第75条本文による訂正後の標準報酬月額
平成22年9月から平成27年8月まで	22万円	—	30万円	32万円
平成27年9月から平成28年7月まで		—		34万円
平成28年8月		—	24万円	—
平成30年9月から平成31年2月まで	24万円	—	—	26万円
平成31年3月から令和元年8月まで		26万円	—	—
令和2年9月から令和3年3月まで	24万円	26万円	—	—

※ 上記1(1)の厚生年金保険法第75条ただし書による訂正後の標準報酬月額については、訂正処理時に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間を含む。

2 【標準賞与額に係る訂正】

		2 (1)	2 (2)
訂正期間	訂正前の標準賞与額	厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文による訂正後の標準賞与額
平成15年8月13日	22万円	30万円	37万8,000円
平成15年12月29日	20万円	30万円	37万8,000円
平成16年3月31日	記録なし	17万9,000円	—
平成16年8月12日	22万円	37万8,000円	—
平成16年12月29日	20万円	37万8,000円	—
平成17年3月31日	記録なし	18万9,000円	—
平成17年8月12日	22万円	37万8,000円	—
平成17年12月29日	20万円	36万9,000円	37万8,000円
平成18年3月31日	記録なし	18万9,000円	—
平成18年8月11日	22万円	37万8,000円	—

		2 (1)	2 (2)
訂正期間	訂正前の 標準賞与額	厚生年金特例法による 訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第 75 条本文による訂正後の 標準賞与額
平成 18 年 12 月 29 日	18 万円	37 万 8,000 円	—
平成 19 年 3 月 30 日	記録なし	18 万 9,000 円	—
平成 19 年 8 月 13 日	22 万円	37 万 8,000 円	—
平成 19 年 12 月 28 日	22 万円	35 万円	35 万 8,000 円
平成 20 年 8 月 13 日	22 万円	37 万円	37 万 8,000 円
平成 20 年 12 月 29 日	22 万円	36 万 1,000 円	37 万 8,000 円
平成 21 年 8 月 13 日	22 万円	37 万 8,000 円	—
平成 21 年 12 月 25 日	22 万円	37 万 8,000 円	—
平成 22 年 8 月 10 日	22 万円	38 万 2,000 円	—
平成 22 年 12 月 28 日	20 万円	38 万 4,000 円	—
平成 23 年 8 月 11 日	22 万円	38 万 2,000 円	—
平成 23 年 12 月 27 日	20 万円	38 万 2,000 円	—
平成 24 年 8 月 13 日	22 万円	38 万 2,000 円	—
平成 24 年 12 月 21 日	20 万円	38 万 2,000 円	—
平成 25 年 8 月 14 日	20 万円	38 万 2,000 円	—
平成 25 年 12 月 27 日	20 万円	38 万 2,000 円	—
平成 26 年 8 月 12 日	20 万円	35 万 2,000 円	—
平成 26 年 12 月 26 日	20 万円	38 万 2,000 円	—
平成 27 年 8 月 12 日	22 万 2,000 円	38 万 2,000 円	—
平成 27 年 12 月 24 日	記録なし	38 万 2,000 円	—